

(参考資料)

表1 身体障害者障がい程度等級表 (太線より上は第1種、下は第2種)

級別	視覚障がい	聴覚又は平衡機能障がい		音声機能、言語機能又はそしやく機能の障がい
		聴覚障がい	平衡機能障がい	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの			
2級	①視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度(I/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2視表による。以下同じ。)が28度以下の者 ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)		
3級	①視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の②に該当するものを除く。) ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの ③周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者 ④両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失
4級	①視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の②に該当するものを除く。) ②周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの ③両眼開放視認点数が70点以下のもの	①両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの) ②両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障がい
5級	①視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの ②両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの ③両眼中心視野角度が56度以下のもの ④両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの ⑤両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい	
6級	①視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	①両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) ②一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの		

## (参考資料)

### (備考)

1. 同一の等級について二つの重複する障がいがある場合は、1 級上の級とする。ただし、二つの重複する障がいが特に本表中に指定されているものは該当級とする。
2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障がいが二つ以上重複する場合は、6 級とする。
3. 異なる等級について二つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については、第一指骨間関節以上を欠くものをいう。
5. 「指の機能障がい」とは、中指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいをも含むものとする。
6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。
7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。

(参考資料)

級別	肢体不自由	
	上肢	下肢
1級	①両上肢の機能を全廃したもの ②両上肢を手関節以上で欠くもの	①両下肢の機能を全廃したもの ②両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	①両上肢の機能の著しい障がい ②両上肢のすべての指を欠くもの ③一上肢を上腕を2分の1以上で欠くもの ④一上肢の機能を全廃したもの	①両下肢の機能の著しい障がい ②両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3級	①両上肢のおや指及び人さし指を欠くもの ②両上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したもの ③一上肢の機能の著しい障がい ④一上肢のすべての指を欠くもの ⑤一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	①両下肢をショパール関節以上で欠くもの ②一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの ③一下肢の機能を全廃したもの
4級	①両上肢のおや指を欠くもの ②両上肢のおや指の機能を全廃したもの ③一上肢の肩関節、肘関節、又は手関節の内いずれか一関節の機能を全廃したもの ④一上肢のおや指及び人さし指を欠くもの ⑤一上肢のおや指及び人さし指の機能を全廃したもの ⑥おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指を欠くもの ⑦おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの ⑧おや指又は人さし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	①両下肢すべての指を欠くもの ②両下肢すべての指の機能を全廃したもの ③一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの ④一下肢の機能の著しい障がい ⑤一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	①両上肢のおや指の機能の著しい障がい ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内いずれか一関節の機能の著しい障がい ③一上肢のおや指を欠くもの ④一上肢のおや指の機能を全廃したもの ⑤一上肢のおや指及び人さし指の機能の著しい障がい ⑥おや指又は人さし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	①一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい ②一下肢の足関節の機能を全廃したもの ③一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	①一上肢のおや指の機能の著しい障がい ②ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの ③人さし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	①一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの ②一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級	①一上肢の機能の軽度の障がい ②一上肢の肩関節、肘関節又は手関節の内いずれか一関節の機能の軽度の障がい ③一上肢の手指の機能の軽度の障がい ④人さし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障がい ⑤一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの ⑥一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	①両下肢のすべての指の機能の著しい障がい ②一下肢の機能の軽度の障がい ③一下肢の股関節、膝関節又は足関節の内、いずれか一関節の機能の軽度の障がい ④一下肢の全ての指を欠くもの ⑤一下肢のすべての指の機能を全廃したもの ⑥一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの

(参考資料)

級別	肢体不自由		内部障がい		
	体幹	乳児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい
		上肢機能	移動機能		
1級	体幹の機能障がいによって座っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
2級	①体幹の機能障がいにより座位又は起立位を保つことが困難なもの ②体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの		
3級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4級		不随意運動・失調などによる上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹の機能の著しい障がい	不随意運動・失調などによる上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの		
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの		
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの		

(参考資料)

級別	内部障がい				
	呼吸器機能障がい	ぼうこう又は直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
1級	呼吸器の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級				ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	呼吸器の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)
4級	呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級					
6級					
7級					

(参考資料)

表 2 療育手帳判定基準

障がい程度		判定の基準
最重度	㊸	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
重 度	A の 1	知能指数がおおむね 21 以上 35 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
	A の 2	知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由を有し、身体障害者福祉法に基づく障害等級が 1 級、2 級または 3 級の手帳を所持しており、日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者。
中 度	B の 1	上記以外の者で、知能指数がおおむね 36 以上 50 以下の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。
軽 度	B の 2	知能指数がおおむね 51 以上 75 程度の者で日常生活において介助を必要とする程度の状態にある者。

※ただし、障害者相談センターにおける最重度の取扱いは下表による。

最重度	㊸の 1	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時特別の介助を必要とする程度の状態にある者。
	㊸の 2	知能指数がおおむね 20 以下の者で日常生活において常時の介助を必要とする程度の状態にある者で、㊸の 1 以外の者。

表 3 精神障害者保健福祉手帳 障がいの程度

障がい等級	精神障がいの状態
一 級	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
二 級	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
三 級	日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

(対象となる精神疾患)

- 統合失調症・うつ病、そううつ病などの気分障がい
- 気分(感情)障がい
- 非定型精神病
- てんかん
- 中毒精神病
- 器質性精神障がい(高次脳機能障がいを含む)
- 発達障がい(心理発達の障がい、小児(児童)期及び青年期に生じる行動及び情緒の障がい)
- その他の精神疾患

## (参考資料)

表 4 日常生活用具対象種目一覧

## ① 介護・訓練支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
特殊寝台	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> <li>• 寝たきりの状態にある難病患者等</li> </ul>	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
特殊マット	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい1級の身体障がい者(身体障がい児の場合は2級以上)</li> <li>• 重度若しくは最重度の知的障がい者であって、常時介護を要するもの(原則として3歳以上の者)</li> <li>• 寝たきりの状態にある難病患者等</li> </ul>	じよくそう 褥瘡を防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの	19,600 円	5 年
特殊尿器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい1級の身体障がい者(児)であって、常時介護を要するもの(原則として学齢児以上の者)</li> <li>• 自力で排尿できない難病患者等</li> </ul>	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
入浴担架	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、入浴に介助を要するもの(原則として3歳以上の者)</li> </ul>	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
体位変換器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、下着交換等に当たって家族等他人の介助を要するもの(原則として学齢児以上の者)</li> <li>• 寝たきりの状態にある難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年
移動用リフト	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として3歳以上のもの</li> <li>• 下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	介護者が障がい者(児)を移動させるに当たって容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年
訓練椅子	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢又は体幹機能障がい2級以上の身体障がい児であって、原則として3歳以上のもの</li> </ul>	原則として付属のテーブルを付けるもの	33,100 円	5 年
訓練用ベッド	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい児であって、原則として学齢児以上のもの</li> <li>• 下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円	8 年

## (参考資料)

## ② 自立生活支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がいを有し、入浴に介助を要する者であつて、原則として3歳以上のもの</li> <li>• 入浴に介助を要する難病患者等</li> </ul>	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
便器 (ポータブルトイレ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 下肢若しくは体幹機能障がい2級以上の身体障がい者(児)であつて、原則として学齢児以上のもの</li> <li>• 常時介護を要する難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
歩行補助杖	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能に障がいを有する身体障がい者(児)であつて、移動等において介助を要するもの(原則として3歳以上の者)</li> <li>• 下肢が不自由な難病患者等</li> </ul>	T字状又は棒状の杖で、木材又は軽金属を主体としたもの	3,000円 (夜光材付は410円増しとし、全面夜光材付は1,200円増しとする。)	3年
移動・移乗支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平衡機能若しくは下肢若しくは体幹機能障がいを有する身体障がい者(児)であつて、家庭内の移動等において介助を要するもの(原則として3歳以上の者に限る。)</li> <li>• 下肢が不自由な難病患者等</li> </ul>	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 障がい者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの	60,000円	8年
頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有する身体障がい者(児)</li> <li>• 重度又は最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者であつて、てんかんの発作等により頻繁に転倒するもの</li> </ul>	転倒の衝撃から頭部を保護できる次のもの ア スポンジ及び革を主材料に製作したもの イ スポンジ、革及びプラスチックを主材料に製作したもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年
特殊便器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 上肢障がい2級以上の身体障がい者(児)及び重度若しくは最重度の知的障がい者であつて、訓練を行つても自ら排便後の処理が困難なもの(原則として学齢児以上の者)</li> <li>• 上肢機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年



(参考資料)

火災警報器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害等級2級以上の身体障がい者(児)</li> <li>• 重度又は最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)</li> </ul>	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
自動消火器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害等級2級以上の身体障がい者(児)</li> <li>• 重度若しくは最重度の知的障がい者及び障害等級1級の精神障がい者又は難病患者等であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯である場合に限る。)</li> </ul>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年
電磁調理器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 視覚障がい2級以上の身体障がい者及び重度又は最重度の知的障がい者であって、18歳以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</li> </ul>	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
歩行時間延長信号機用小型送信機	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
聴覚障がい者用屋内信号装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 聴覚障がい2級の身体障がい者であって、日常生活上必要と認められるもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</li> </ul>	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年

③ 在宅療養等支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
透析液加温器	<ul style="list-style-type: none"> <li>• じん臓機能障がい3級以上の身体障がい者(児)であって、自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの(原則として3歳以上の者に限る。)</li> </ul>	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
ネブライザー(吸入器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)</li> <li>• 呼吸器機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年

(参考資料)

電気式たん吸引器	<ul style="list-style-type: none"> <li>呼吸器機能障がい3級以上若しくは同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められるもの(原則として学齢児以上の者に限る。)</li> <li>呼吸器機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの (吸引・吸入両用器も含む)	56,400 円	5 年
酸素ボンベ運搬車	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険における在宅酸素療法を行う身体障がい者</li> </ul>	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000 円	10 年
視覚障がい者用音声式体温計	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年
視覚障がい者用体重計	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)</li> </ul>	障がい者が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
パルスオキシメーター(動脈血中酸素飽和度測定器)	<ul style="list-style-type: none"> <li>人工呼吸器の装着が必要な身体障がい者(児)及び難病患者等</li> </ul>	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	157,500 円	5 年

④ 情報・意思疎通支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
携帯用会話補助装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声機能若しくは言語機能障がい又は肢体不自由で発声・発語に著しい障がいを有する身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
情報・通信支援用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>上肢又は視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	障がい者(児)向けパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト	100,000 円	5 年
点字ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者であって、必要と認められるもの又は視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)を有する身体障がい者であって、必要と認められるもの</li> </ul>	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500 円	6 年
点字器	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10,400 円	7 年
点字タイプライター	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として就学若しくは就労し、又は就労が見込まれるもの</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年

(参考資料)

視覚障がい者 用ポータブル レコーダー(録 音再生機)	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
視覚障がい者 用ポータブル レコーダー(再 生専用機)		音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	35,000円	
視覚障がい者 用活字文書読 上げ装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障がい者 用拡大読書器	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者で、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年
視覚障がい者 用時計	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がい2級以上の身体障がい者(児)</li> </ul>	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	10,300円	10年
聴覚障がい者 用通信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がい又は発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者で、原則として学齢児以上のもの</li> </ul>	一般の電話機に接続でき、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	71,000円	5年
聴覚障がい者 用情報受信装 置	<ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障がいを有し、本装置によりテレビの視聴が可能になる者</li> </ul>	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭 (笛式)	<ul style="list-style-type: none"> <li>音声又は言語機能障がいを有する身体障がい者(児)であって、喉頭摘出により音声を全く発することができないもの</li> </ul>	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの	8,100円	4年
人工喉頭 (電動式)		顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	70,100円	5年

(参考資料)

点字図書	・主に情報の入手を点字によっている視覚障がい者を有する者	点字により作成された図書(月刊、週刊等で発行される雑誌を除く。)	点字図書の購入価格に相当する額
------	------------------------------	----------------------------------	-----------------

⑤ 排泄管理支援用具

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
ストーマ装具(蓄便袋)	・ぼうこう又は直腸機能障がい4級以上の身体障がい者(児)であって、ストーマを造設したもの	低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋で、ラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	8,860 円	1 月
ストーマ装具(蓄尿袋)		低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で、尿処理用のキャップ付きのラテックス製又はプラスチックフィルム製のもの	11,640 円	1 月
紙おむつ等	・高度の排便(排尿)機能障がい又は脳原性運動機能障がい等を有する身体障がい者(児)であって、意思表示が困難なもの	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	12,000 円	1 月
収尿器	・ぼうこう又は直腸機能障がい4級以上の身体障がい者(児)であって、高度の排尿機能障がい等を有するもの	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるもの	男性用 7,700 円 女性用 8,500 円	1 年

⑥ 住宅改修費

種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
居宅生活動作補助用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢若しくは体幹機能障がい若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)3級以上(特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上)の身体障がい者(児)であって、原則として学齢児以上のもの</li> <li>・下肢若しくは体幹機能に障がいのある難病患者等</li> </ul>	障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000 円	

注意

- 1 脳原性運動機能障がいの場合は、表中の上肢、下肢または体幹機能障がいに準じて取扱います。
- 2 聴覚障がい者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚し時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含みます。

## (参考資料)

表5 障害者総合支援法の対象疾病一覧 366疾病 (令和6年4月1日現在)

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	IgA腎症	53	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
4	IgG4関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	60	加齢黄斑変性
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎(ハンナ型)
13	アレキサンダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウエイ・モフト症候群
19	1p36欠失症候群	69	急性壊死性脳症
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性網膜壊死
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性膀胱炎	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
32	HTRA1関連脳小血管病	82	クッシング病
33	HTLV-1関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
34	ATR-X症候群	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
35	ADH分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター1欠損症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロウ・深瀬症候群
40	MECP2重複症候群	90	クローン病
41	遠位型ミオパチー	91	クロンカイト・カナダ症候群
42	円錐角膜	92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
43	黄色靭帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮膚異形成
47	オスラー病	97	原発性局所多汗症
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症

## (参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性胆汁性管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トオース病
103	顕微鏡の大腸炎	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高IgD症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦靭帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクローヌスてんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コステロ症候群	171	ステイーヴンス・ジョンソン症候群
122	骨形成不全症	172	スミス・マギニス症候群
123	骨髄異形成症候群	173	スモン
124	骨髄線維症	174	脆弱X症候群
125	ゴナド トロピン分泌亢進症	175	脆弱X症候群関連疾患
126	5p欠失症候群	176	成人発症スチル病
127	コフィン・シリス症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髄空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	鰓耳腎症候群	180	脊髄髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
132	サイトメガロウイルス角膜炎	182	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭酵素欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己食空胞性ミオパチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
145	四肢形成不全	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	199	先天性風疹症候群
150	若年性特発性関節炎	200	先天性副腎低形成症

## (参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	トラベ症候群
202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群
203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症
205	前頭側頭葉変性症	255	難治顔回部分発作重積型急性脳炎
206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)	256	22q11.2欠失症候群
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群
210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
211	ソトス症候群	261	ネフロン癆
212	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳腱黄色腫症
214	大脳皮質基底核変性症	264	脳内鉄沈着神経変性症
215	大理石骨病	265	脳表ヘモジドリン沈着症
216	ダウン症候群	266	膿疱性乾癬
217	高安動脈炎	267	嚢胞性線維症
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病
219	タナトフォリック骨異形成症	269	バージャー病
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症
222	多発性軟骨性外骨腫症	272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群
226	単心室症	276	ハンチントン病
227	弾性線維性仮性黄色腫	277	汎発性特発性骨増殖症
228	短腸症候群	278	PCDH19関連症候群
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜炎
231	チャージ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症
234	腸管神経節細胞僅少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
235	TRPV4異常症	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎/多発性筋炎
241	特発性間質性肺炎	291	びまん性汎細気管支炎
242	特発性基底核石灰化症	292	肥満低換気症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	293	表皮水疱症
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	294	ヒルシュスプルング病(全結腸型又は小腸型)
245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群
246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群
247	特発性多中心性キャッスルマン病	297	ファロー四徴症
248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンコニ貧血
249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎
250	特発性難聴	300	フェニルケトン尿症

(参考資料)

番号	疾病名	番号	疾病名
301	フォンタン術後症候群	351	4p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症	353	ラスマッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー	354	ランゲルハンス細胞組織球症
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
307	ブラダー・ウィリ症候群	357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
308	プリオン病	358	両大血管右室起始症
309	プロピオン酸血症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	360	リンパ脈管筋腫症
311	閉塞性細気管支炎	361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
312	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症	362	ルビシシュタイン・テイビ症候群
313	バーチェット病	363	レーベル遺伝性視神経症
314	バスレムミオパチー	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
315	ヘパリン起因性血小板減少症	365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
316	ヘモクロマトーシス	366	レット症候群
317	ペリー病	367	レノックス・ガストー症候群
318	ペルーシド角膜辺縁変性症	368	ロスムンド・トムソン症候群
319	ペルオキシノーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症	※一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されておられません。 各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ <a href="https://www.nanbyou.or.jp/">https://www.nanbyou.or.jp/</a> 等を参照ください。	
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
324	ホモシスチン尿症		
325	ポルフィリン症		
326	マリネスコ・シェーグレン症候群		
327	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー		
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
330	慢性再発性多発性骨髄炎		
331	慢性膵炎		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症		
333	ミオクロニー欠伸てんかん		
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
335	ミトコンドリア病		
336	無虹彩症		
337	無脾症候群		
338	無 $\beta$ リポタンパク血症		
339	メープルシロップ尿症		
340	メチルグルタコン酸尿症		
341	メチルマロン酸血症		
342	メビウス症候群		
343	メンケス病		
344	網膜色素変性症		
345	もやもや病		
346	モワット・ウイルソン症候群		
347	薬剤性過敏症候群		
348	ヤング・シンプソン症候群		
349	優位遺伝形式をとる遺伝性難聴		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		



表 6 生活福祉資金の種類

		種 類	貸付限度額
総合支援資金(※)	生活支援費	➤ 生活再建までの間に必要な生活費用	(二人以上) 月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内
	住宅入居費	➤ 敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40 万円以内
	一時生活再建費	➤ 生活を再建するために一時的にかつ日常生活で賄うことが困難である費用	60 万円以内
福祉資金	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 生業を営むために必要な経費</li> <li>➤ 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>➤ 住宅の増改築、補修費及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</li> <li>➤ 福祉用具等の購入に必要な経費</li> <li>➤ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費</li> <li>➤ 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費</li> <li>➤ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費</li> <li>➤ 冠婚葬祭に必要な経費</li> <li>➤ 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費</li> <li>➤ 就職・技能習得等の支度に必要</li> <li>➤ その他日常生活上一時的に必要な経費</li> </ul>	580 万円以内 * 資金の用途に応じて目安額を設定
	緊急小口資金(※)	➤ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に貸付ける少額の費用	10 万円以内
教育支援資金	教育支援費	➤ 低所得世帯に属する者が高校・短大・大学または高等学校への入学に際し必要な経費	(高 校) 月 3 万 5 千円以内 (高専・短大) 月 6 万円以内 (大 学) 月 6 万 5 千円以内
	就学支度費	➤ 低所得世帯に属する者が高校・短大・大学または高等学校への入学に際し必要な経費	50 万円以内
不動産担保型資金	不動産担保型生活資金	➤ 低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として、生活資金を貸し付ける資金	土地の評価額の 70%程度
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	➤ 要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	戸建住宅: 評価額の 70%程度 集合住宅(マンション): 評価額の 50%程度

※ 総合支援資金及び緊急小口資金については、既に就職が内定している場合等を除いて生活困窮者自立支援制度における自立相談支援事業の利用が貸付の要件となります。